

**令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務  
公募型プロポーザル評価基準**

【評価表】

評価項目		点数	係数	評定点	備考
1 課題認識と目指す姿					
	○ 有害捕獲が抱えている課題や「有害鳥獣捕獲ガイドライン（令和8年3月）」の策定の背景や内容が認識できているか。	4	1	4	8点
	○ ICT機器を活用して、省力的かつ効果的に、農作物を加害するイノシシやシカを捕獲する技術（以下「加害個体捕獲技術」という。）の確立及び普及の達成に向けて、実施手順とともに取組の目指す姿が明確に設定されており、その考え方は妥当か。	4	1	4	
2 加害個体捕獲技術の実証内容の革新性					
	○ 仕様書の2（1）①から④について、実証する内容が、新規開発技術、既存技術と新しいアイデアの組み合わせ、新たな仕組みの導入など、新しい発想で加害個体の捕獲に関する課題を解決しようとするものとなっているか。				32点
	① 実施体制の整備・監理 本業務の円滑な実施に必要な体制整備と監理のあり方	4	2	8	
	② 捕獲計画の作成に必要な現状把握 モデル地区の選定条件と捕獲計画（捕獲場所・時期・方法等）策定に必要な情報の収集・分析・可視化の手法	4	2	8	
	③ 加害個体の捕獲の実施 安全かつ省力的に加害個体を確実に捕獲する技術	4	2	8	
	④ 捕獲効果の検証 捕獲計画の検証（捕獲活動による効果等）に必要な情報の収集・分析・可視化の手法	4	2	8	
3 加害個体捕獲技術の実証内容の確実性					
	① 実施体制 業務の確実な遂行が見込まれる体制となっているか。	4	2	8	32点
	② 提案者の実績・強み 提案者のこれまでの類似業務の適正な実績又は優位性が認められ、技術確立及び実装が期待できるか。	4	1	4	
	② 機動性 モデル地域の近隣地域（車で1時間程度）に常駐する事務所がある又は、サテライトオフィスなどを設置する意思も含め、天候などの変化や、不測の事態への対策が具体的に記述されているか。	4	1	4	
	④ 実証する技術の効果分析方法 実証に用いる機材と機種、検証に必要なデータの種類とその収集・分析方法は、具体的で、技術を検証するために妥当な内容となっているか。	4	2	8	

<p>⑤ 実施スケジュール 各業務の開始から終了に至るまでの年間スケジュール概要の内容から、適切な業務実施が見込まれるか。 また、2年以内で実証から技術確立・実装が見込まれる計画性があるか。</p>	4	2	8	
4 加害個体捕獲技術の実証内容の普及性				
<p>① 実施手順書のコンセプト 実証技術を有害捕獲に技術移転するためのツールとしての実施手順書の定義や目的が整理されているか。</p>	4	1	4	16点
<p>② 実施手順書の構成 実施手順書の構成が、コンセプトに即したものとなっているか。</p>	4	1	4	
<p>③ 普及方法 実証技術を普及する方法は計画的で実効性が認められるものか。</p>	4	2	8	
5 本業務の目的に応じたその他の提案				
<p>① 各事業の成果を押し上げるために効果的な独自提案がされているか。</p>	4	1	4	4点
6 経費				
<p>① 経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。</p>	4	1	4	8点
<p>② コストの有効性について、見積価格を基に、次の算定式で判断する。 配点 (8) × (提案者中の最低見積金額) / (当提案者見積金額) ※小数点以下を切り捨て</p>	—	—	4	
評定点合計 (100点満点)			100	

【評点表】

評点	
4 特に優れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査基準に記した内容になっており、かつ内容が特に優れている</li> <li>・ 提案内容に工夫が多くみられる</li> <li>・ 提案の根拠が論理的であり、類似事例の実績を用いている</li> </ul>
3 優れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査基準に記した内容になっており、かつ内容が優れている</li> <li>・ 提案内容に工夫がみられる</li> <li>・ 提案の根拠が理論のみ、あるいは類似事例のみとなっている</li> </ul>
2 普通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査基準に記した内容になっている</li> </ul>
1 やや劣っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査基準に記した内容となっていない事項があり、代替案もない</li> <li>・ 提案内容が抽象的であり、具体性に欠ける</li> <li>・ 提案根拠の説得力が乏しい</li> </ul>
0 劣っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容が抽象的であり、具体性に著しく欠ける</li> </ul>

※ 審査項目の評価は5段階評価とし、2項目以上で「0劣っている」の評価が付いた事業者は失格とする。

※ 各委員の評定点の合計点が満点の6割に満たない場合は選定しない。